

議案第 20 号

君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日提出

君津市長 鈴木洋邦

君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約

君津郡市広域市町村圏事務組合規約（昭和 44 年千葉県指令第 2229 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

君津郡市広域市町村圏事務組合規約新旧対照表

改正案	現 行
(共同処理する事務) 第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。 (1)～(6) 省略	(共同処理する事務) 第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。 (1)～(6) 省略 (7) <u>次に掲げる施設で入所施設の建設に要する費用の助成に関すること。</u> ア <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する救護施設、更生施設及び宿所提供施設</u> イ <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設</u> ウ <u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（ケアハウスを除く。）</u> エ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設であつて、同条第1項に規定する事業のうち生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援のいずれかを行つ施設及び同条第26項に規定する福祉ホーム</u> オ <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設</u>
(7) 省略	(8) 省略
(8) 省略	(9) 省略
(9) 省略	(10) 省略

(10) 省略

(11) 省略